

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は、平成31年4月の設立以降、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）、北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）及び北九州市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）を運営し、「安定的な経営のもと、より充実した医療サービスを市民に提供する」という目的を達成するため、病院経営を行ってきた。</p> <p>第1期中期目標期間中の法人による経営状況は、「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」、全ての項目に対して、おおむね目標どおり以上と評価され、かつ、同期間中の累積黒字も達成している。</p> <p>また、同期間中に新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、「北九州市との綿密な連携の下、機構全体で市内医療機関の中心的役割を担う」ことをいち早く意思決定する等、積極的に市政に協力してきた。</p> <p>一方その影響として、外来・入院患者の受診控え等が起きる厳しい環境の中、不断の経営改善努力や献身的な職員の行動制限等により、医療崩壊を起こすことなく市立病院としての使命を果たしている。</p> <p>これらの結果は、「公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資すること」という地方独立行政法人法の目的を申し分なく実現している。</p> <p>第2期中期目標では、引き続き法人に対し、政策医療を着実に実施するよう求めるとともに、理事長のリーダーシップの下、「福岡県保健医療計画」や国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」と整合性を図りつつ、医療センター及び八幡病院の特色、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。</p> <p>これらのことを踏まえ、法人に示す基本的な方針として第2期中期目標を定める。法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである</p>	<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は中期目標で指示された通り、国が示した「<u>持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン</u>」を踏まえるとともに、地方独立行政法人の特長である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に発揮し、中期目標の実現に向けて職員一丸となって取り組むため、以下のとおり中期計画を定める。</p> <p>なお、本計画は総務省が定める「<u>持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン</u>」が求める公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。</p>
<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期計画の期間</b></p>
<p>令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。</p>
<p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p>	<p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>
<p><b>1 政策医療の着実な実施</b></p> <p>法人が担うべき政策医療については、次に掲げる「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」及び「災害時における医療」とする。</p> <p>政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。</p> <p>医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。</p>	<p><b>1 政策医療の着実な実施</b></p> <p>ア 政策医療として、次に掲げる「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」を提供する。</p> <p>イ 政策医療の提供については、市民の命と健康を守る市立病院として着実に実施するとともに、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努める。</p> <p>ウ 政策医療の実施に当たっては、北九州市域の医療需要に十分適合させることとし、医療需要の変化等により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、政策医療のあり方について、市が適切に判断できるよう努める。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>(1) 感染症医療</b> 医療センターにおいて、「第二種感染症指定医療機関」としての役割を果たすこと。</p> <p><b>(2) 周産期医療</b> 医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p><b>(3) 小児救急を含む救急医療</b> 八幡病院において、「救命救急センター」及び「小児救急センター」としての役割を果たすこと。</p> <p><b>(4) 災害時における医療</b> ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。 イ 医療センター及び八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。 ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。</p> <p><b>2 各病院の特色を活かした医療の充実</b> 政策医療に加え、次に掲げる医療センター及び八幡病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。</p>	<p><b>(1) 感染症医療</b> 医療センターにおいて、市内で唯一の「第二種感染症指定医療機関」として、二類感染症患者に適切な医療を提供する。また、医療センター及び八幡病院において、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の新興感染症及び再興感染症の受け入れに関して中核的な役割を担う。 ○医療センターにおいて、二類感染症等が発生した場合には迅速に適切な対応する。 ○両病院において、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症等の感染症拡大時には、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たす。</p> <p><b>(2) 周産期医療</b> 医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供する。 ○医療センターにおいて、ハイリスク妊娠やハイリスク新生児の診断・加療について、市近郊の中心的な役割を担う。 ○医療センターにおける周産期医療のあり方について、市内における分娩件数や産科医療機関の減少等を踏まえた上で、関係医療機関や市と十分に連携を図りながら検討を行う。</p> <p><b>(3) 小児救急を含む救急医療</b> 八幡病院において、「救命救急センター」及び「小児救急センター」としての役割を果たす。 ○八幡病院において、北九州医療圏における救急医療体制の中核施設として適切な医療を提供する。 ○特に小児医療の医療提供体制を充実させるとともに、救急科及び関連診療科の医師確保等に努める。</p> <p><b>(4) 災害時における医療</b> ア 八幡病院において、北九州市地域防災計画や北九州市医師会医療救護計画に基づき、市及び北九州市医師会の指示の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たす。 イ 医療センター及び八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たす。 ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備する。 ○平時より効果的な医療救護活動ができる人材育成につとめ、災害発生時には院内に災害医療・作戦指令センター（DMOC）を設置し、関係機関と連携して医療支援を行う。 ○災害発生時には適切な支援を行うとともに、被災地に災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。 ○備蓄資材等を適切に確保するとともに、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練等を実施する。 ○医療センターにおいては、免震構造や災害活動スペース等が現状の施設、設備では十分でないため、老朽化対策に合わせて、建替えを含め将来的な施設や設備のあり方について検討する。</p> <p><b>2 医療センター及び八幡病院の特色を活かした医療の充実</b> 政策医療に加え、医療センター及び八幡病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供する。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p>(1) 医療センター</p> <p>ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。</p> <p>ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。</p> <p>エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p> <p>(2) 八幡病院</p> <p>ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。</p> <p>イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。</p> <p>ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p> <p>3 医療の質の確保</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。</p>	<p>(1) 医療センター</p> <p>ア がん医療について、地域がん診療連携拠点病院として、集学的治療及び標準的治療等の提供体制の充実を図るとともに、高度で専門的な医療を提供する。 また、がんゲノム中核拠点病院との情報共有・連携体制の構築に努め、がんゲノム医療連携拠点病院としてがん医療の充実を図る。</p> <p>イ 全人的な対応が求められるがん診療について、関連部署を統括する「がんセンター」の機能の強化を図り、がん患者や家族の支援機能を充実させる。</p> <p>ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努める。</p> <p>エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。</p> <p>オ <u>診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、見直しも含め適正化の検討を行う。</u></p> <p>○ダヴィンチやリニアックの積極的な活用により、高度な医療を提供する。</p> <p>○各関連部署の充実を図り、精神的なケアも含めてがん患者に寄り添った適切な医療を提供する。</p> <p>○医療従事者の資質向上に向けた情報提供や研修の開催等、地域全体のレベルアップの貢献に努める。</p> <p>○<u>救急医療体制の充実</u>に努めるとともに、生活習慣病に対応するためチーム医療の体制強化に努める。</p> <p>○地域医療提供体制の中で十分な対応が難しい医療を提供する。</p> <p>(2) 八幡病院</p> <p>ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図る。</p> <p>イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組む。</p> <p>ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。</p> <p>エ <u>診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、見直しも含め適正化の検討を行う。</u></p> <p>○小児集中治療室（P I C U）・無菌室の活用により、専門医療の充実等に取り組む。</p> <p>○小児科専門医の基幹研修施設として、人材育成を通じて診療機能の強化を図る。</p> <p>○「小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業」に参加する等、支援の充実に取り組む。</p> <p>○「消化器・肝臓病センター」、「心不全センター」の活用により総合的な医療を提供する。</p> <p>○<u>心臓血管外科を設置するなど、救命救急センターの更なる機能充実を図る。</u></p> <p>○「ハイブリッド手術室」の活用により最先端の医療を提供する。</p> <p>3 医療の質の確保</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 医療従事者の養成機関との連携を図るとともに、柔軟で多様な職員採用により、医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、医療スタッフが長く働き続けることができる職場環境の整備に努める。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p>イ 特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。</p> <p>ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させること。</p> <p>エ 若手医師を確保するため、大学等関係機関とのより一層の連携を図るとともに、教育研修や指導医を充実させる等、環境整備について取り組むこと。</p> <p><b>(2) 医師の働き方改革への対応</b></p> <p>医師の時間外労働規制を踏まえ、時間外労働の縮減に取り組み、必要に応じて適切な時間外労働規制の特例水準の指定及び宿日直許可を取得すること。</p> <p><b>(3) 医療の質の確保・向上</b></p> <p>ア 医療の多様化や複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を超えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。</p> <p>イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。</p> <p>ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進めること。</p> <p><b>(4) 医療安全の徹底</b></p> <p>安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等の医療の安全を脅かす事象に関する情報収集、分析を行い、適切な予防策を講じること。</p>	<p>イ 特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努める。</p> <p>ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、各専門分野における医療スタッフの資格取得を評価するとともに、資格取得を支援する制度の充実等に努める。また、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させる。</p> <p>エ 若手医師を確保するため、大学等関係機関とのより一層の連携を図るとともに、教育研修や指導医を充実させる等、環境整備について取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師事務作業補助者の配置、看護学校卒業生の入職率の増、看護補助者、医療技術職の確保、事務職員のプロパー化などに取り組む。</li> <li>○各職種ごとの研修制度の充実や、認定看護師等の育成に取り組む。</li> <li>○大学等関係機関との連携強化、魅力あるプログラムの充実、指導体制の整備により、将来を担う若手医師の育成に努める。</li> </ul> <p><b>(2) 医師の働き方改革への対応</b></p> <p>医師の時間外労働規制を踏まえ、両病院において作成した医師労働時間短縮計画に沿って、タスクシフト、タスクシェアの推進や適切な労務管理の実施等により、時間外労働の縮減や医師の負担軽減を行うとともに、追加的健康確保措置等の実施により、働きやすい職場環境の整備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出退勤時間の明確化や医師の自己研鑽ルール徹底により、適切に労務管理を行う。</li> <li>○医師事務作業補助者の配置等により医師の負担軽減を行う。</li> <li>○医療センターでは、年960時間以下（A水準）を維持する。</li> <li>○八幡病院では、救命救急センターの中核を担う内科、外科の医師については、地域医療体制確保暫定特例水準（B水準）の指定を取得する。</li> </ul> <p><b>(3) 医療の質の確保・向上</b></p> <p>ア 医療の多様化や複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を超えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組む。</p> <p>イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組む。</p> <p>ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進める。</p> <p>エ その他、医療の質の確保、向上に向けて、病院機能評価等の第三者機関による評価制度を積極的に活用するとともに、クリニカルインディケーター（臨床評価指標）等の分析・評価の活用に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療センターにおいて、「ダヴィンチ」や「リニアック」を活用し、患者への負担が少ない放射線治療を推進する。</li> <li>○八幡病院において、ハイブリッド手術室を駆使して最先端の医療を提供する。</li> <li>○小児集中治療室（P I C U）・無菌室を活用し、小児重症患者の診療を実施する。</li> </ul> <p><b>(4) 医療安全の徹底</b></p> <p>安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等の医療の安全を脅かす事象に関する情報収集、分析を行い、適切な予防策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○院内ラウンドや医療安全研修会等を実施し、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象の予防</li> </ul>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p>(5) 医療に関する調査・研究 高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査、研究に積極的に取り組むこと。</p> <p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>① 患者目線での病院運営の徹底 ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。 イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。</p> <p>② 快適な院内環境の整備 ア 施設や設備面での快適性を向上させること。 イ 患者や家族の利便性を向上させること。</p> <p>③ 患者や市民への情報提供 ア 診療内容、治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。 イ 市民の健康増進に向けた取組を進めること。</p>	<p>に取り組むとともに、インシデント・アクシデントレポートを適切に分析し、再発防止に努める。</p> <p>(5) 医療に関する調査・研究 先進的かつ最適な医療の提供のために、臨床研究推進センターを中心に治験等（企業治験、医師主導治験、特定臨床研究、倫理指針準拠臨床研究、製造販売後調査、公的調査研究等）を適正に実施できる体制を構築・強化し、積極的な治験の実施に取り組む。</p> <p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>① 患者目線での病院運営の徹底 ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指す。 また、患者中心の医療提供を行うため、接遇研修を計画的に実施するなど、患者目線に立ったサービスの提供に努める。 特に、看護については病室やベッドサイドで看護記録等の業務を行うセル看護提供方式®やパートナーシップ・ナーシングシステム（PNS）の導入等、可能な限り患者に寄り添う看護の提供に取り組む。 イ 患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、課題等に対して病院全体で適切な改善策を講じて患者満足度の向上に努める。 また、現在、特に不満の多い「受付・診察の待ち時間」の短縮に向けて、各病院において以下の取組を進める。 医療センターにおいては、診療予約時間に基づいて中央処置室での採血や採尿の受付時間を設定するなどの混雑緩和の取組を進める。 八幡病院においては、各診療科の特徴に応じた予約枠の設定や初診患者が診察に入るまでの流れの見直しに取り組む。</p> <p>② 快適な院内環境の整備 ア 院内環境の改善により施設・設備面での快適性の向上に取り組む。また、院内における連携機能や患者支援センターの強化など、入退院支援の機能強化を推進する。 イ 患者や家族の利便性の向上に向けてマイナンバー登録や会計後払いシステムの利用を促進するほか、様々なDXを推進していく。また、退院や転院について、患者やその家族の支援機能の強化に取り組むため、メディカルソーシャルワーカー、看護師、事務職員等の人員配置を強化する</p> <p>③ 患者や市民への情報提供 ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組む。 イ 市民の健康増進に向けた取組を進める。 ○セル看護提供方式®やパートナーシップ・ナーシングシステム（PNS）の導入等、患者に寄り添う看護の提供に取り組む。 ○患者支援センターの充実により入退院支援を強化するとともに、「受付・診察の待ち時間」の短縮に向けた取組を実施する。 ○ホームページや広報誌、SNS等のソーシャルメディアを積極的に活用して情報発信する。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>(2) 地域の医療機関等との連携</b></p> <p>ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。</p> <p>イ 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化を図り、求められる役割を着実に果たすこと。</p> <p>ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。</p> <p><b>(3) 地域医療における役割の推進</b></p> <p>ア 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割・機能を把握し、必要とされる医療を提供すること。</p> <p>イ 地域包括ケアシステムの構築に向け、果たすべき役割・機能を把握し、必要とされる医療を提供すること。</p> <p><b>5 新興感染症の感染拡大時への備え</b></p> <p>新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備すること。</p>	<p><b>(2) 地域の医療機関等との連携</b></p> <p>ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指す。</p> <p>イ 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化を図り、求められる役割を着実に果たす。</p> <p>ウ 市立病院が一つの病院事業体として、効率的・効果的な病院運営を行うため、医療センターと八幡病院の機能分化や連携を推進する。</p> <p>○紹介・逆紹介を推進するとともに、かかりつけ医等に対する支援、地域連携会を中心とした情報交換体制の充実を図る。</p> <p>○医療機器の共同利用、開放病床の活用を通じて地域医療を担うかかりつけ医等に対する支援を行う。</p> <p>○機構内の両病院において、医師を含めた多職種における人事交流の推進、高度医療機器の共同利用や、医療提供機能の相互支援に取り組む。</p> <p><b>(3) 地域医療における役割の推進</b></p> <p>ア 地域医療構想を踏まえた各病院の果たすべき役割・機能について把握し、必要とされる医療を提供する。</p> <p>イ 地域包括ケアシステムの構築に向け地域の医療機関との連携強化を図り、必要とされる医療を提供する。</p> <p>○地域の医療機関のニーズを踏まえ、機能分化や連携強化について、引き続き周辺医療機関と協議を行う。</p> <p>○紹介や逆紹介を通じた地域の医療機関との連携強化を図り、相互が機能を発揮する地域完結型医療の実現に取り組む。</p> <p><b>5 新興・再興感染症の感染拡大時への備え</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症などの新興感染症及び再興感染症の感染拡大時には、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たすため、平時から新興・再興感染症の発生・拡大を想定し、感染症に対応できる職員の育成や、両病院間で感染防護具等の備蓄、院内クラスター発生時の対応方針の共有などを行い、感染拡大時に医療提供体制の移行を円滑に行えるよう備える。</p>
<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p>	<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>
<p><b>1 収入増加・確保対策</b></p> <p><b>(1) 病床利用率の向上</b></p> <p>政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の経常黒字を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。</p>	<p><b>1 収入増加・確保対策</b></p> <p><b>(1) 病床利用率の向上</b></p> <p>政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の経常黒字を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組む。</p> <p>また、病床利用率の数値目標の達成に向けて、診療科毎に数値目標を設定して全てのスタッフで共有するなど目標管理を徹底するとともに、地域医療機関との連携強化や救急患者の積極的な受入によって患者の確保に努めるほか、適切なベッドコントロールにより経営の効率化を図りつつ、病床利用率の向上に取り組む。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <p>ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。</p> <p>イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。</p> <p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <p>ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の更なる推進に取り組むこと。</p> <p>イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。</p> <p>(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備</p> <p>ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。</p> <p>イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備、情報システム等の新規導入及び更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。</p>	<p>○医療センターにおいて、クリニカルパスの拡充等によって適切なベッドマネジメント等に取り組むとともに、外来予約センターの活用による外来診察の原則予約制を継続する。</p> <p>○八幡病院において、新規入院患者の獲得に取り組むとともに、ベッドコントロールの効率化を図る。</p> <p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <p>ア 複雑化する診療報酬制度に対応し、診療行為に対する診療報酬を適切に確保するため、専門的知識・経験を有する事務職員をプロパー職員として計画的に採用するとともに、診療情報管理士の資格取得等による事務職員の育成に努めるなど、医療事務の処理能力の強化に取り組む。</p> <p>イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるため、経営状況や診療報酬制度等に関する職員説明会等の実施に取り組むとともに、医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、診療機能の強化につながる施設基準の取得等、効果的な経営戦略を企画・立案するため、法人全体の事務処理体制の強化に取り組む。</p> <p>また、診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止や新たな未収金回収策の検討など、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組む。</p> <p>特に、医療費徴収にあたっては、納付資力があるにもかかわらず、納付しない滞納者に対して法的措置などを厳正に実施する。</p> <p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <p>ア コスト節減に向けて、地方独立行政法人制度の特長を活かした柔軟で多様な契約制度の更なる推進に取り組む。</p> <p>契約制度については、医療機器等の調達保守一体契約、機器設備や業務委託の複数年契約の推進、医薬品や診療材料調達に係る価格交渉の徹底等に取り組む。</p> <p>また、コスト節減に向けて、後発医薬品の使用促進に取り組む。</p> <p>イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組む。</p> <p>コスト削減に向けて、専任職員の配置による調達部門における体制強化等の組織体制の強化に取り組むとともに、清掃や警備等の業務委託や物品調達等については、内容を精査し、両病院に最適な契約等を検討する。</p> <p>(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備</p> <p>ア 医療機器等については、モニタリングによる稼働状況の把握等により、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努める。</p> <p>イ 医療機器をはじめとする高額な機器設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組む。</p> <p>○医療機器等の計画的かつ効率的な運用を行うとともに、<b>中長期的な購入計画を作成し、高額な医療機器等の計画的な導入・更新を実施する。</b></p> <p>○電子カルテの共通化をはじめ、両病院で採用する医療機器等の規格の統一により、医療の質や患者サービスの向上及びコスト削減につながる取組みを推進する</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>3 自立的な業務運営体制の構築</b></p> <p><b>(1) マネジメント体制の確立</b></p> <p>ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定を行うこと。</p> <p>イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。</p> <p><b>(2) 職員の経営意識の向上</b></p> <p>ア 職員の経営感覚を高めるための取組を進めること。</p> <p>イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組むこと。</p> <p><b>(3) 法令・行動規範の遵守等</b></p> <p>ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。</p> <p>イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。</p> <p><b>4 職場環境の充実</b></p> <p>ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。</p> <p>イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。</p>	<p><b>3 自立的な業務運営体制の構築</b></p> <p><b>(1) マネジメント体制の確立</b></p> <p>ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした意思決定機関を適切に運用し、主体的かつ機動的な意思決定を行う。</p> <p>イ 各病院において、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組む。</p> <p>○病院全体の組織目標、診療科や課単位の部門別目標を明確にし、理事会や定例的な幹部会などにて実効性のある目標管理を徹底する。</p> <p><b>(2) 職員の経営意識の向上</b></p> <p>ア 職員の経営感覚を高めるため、病院を取り巻く医療環境の変化や経営状況をリアルタイムで提供し、計画の達成状況の周知に取り組むほか、職員を対象とした外部講師による講演会の開催や外部の研修会への参加促進などにより職員の経営意識の向上に努める。</p> <p>イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組めるよう、職員提案制度の充実、アンケート・ヒアリングの実施、職員と病院幹部の交流の促進等により職員の声を聴き取り組みや、職員の提案を実現させるための仕組みづくりに取り組む。</p> <p><b>(3) 法令・行動規範の遵守等</b></p> <p>ア 公立病院として、市民の信頼を確保するため医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立する。</p> <p>法令・行動規範の遵守にあたっては、関係内部規定を整備し適切に運用するとともに、コンプライアンスに関する職場研修を定期的実施する。</p> <p>ハラスメント防止にあたっては、人事の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を担保できるよう、研修の充実や啓発事業の実施など、引き続き未然防止に向けて取り組むとともに、ハラスメント事案に対して厳正に対処する。</p> <p>また、診療情報に関する個人情報については、保護とセキュリティの確保等に努める。</p> <p>イ ガバナンス強化の観点から、役員及び職員の不正防止に向けて地方独立行政法人法に基づく、内部統制の仕組みを整備するとともに、市立病院にふさわしい行動規範・倫理を遵守するための制度を確立する。</p> <p><b>4 職場環境の充実</b></p> <p>ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即して、職員が働きやすく、長く働き続けることができる職場環境づくりに努める。</p> <p>イ 職員のやりがいや満足度の向上に向けて、職員満足度調査を実施するとともに、職員研修や職員提案制度の充実、人事評価制度の見直しなどに取り組む。</p> <p>○インセンティブ制度の充実、人事評価制度のあり方や柔軟な勤務形態の導入等について検討する</p> <p>○院内保育所の更なる活用等、子育てや介護が必要な職員が働きやすい職場環境づくりに努める。</p> <p>○医療スタッフの負担軽減を図るため、人員配置や業務の見直し等に取り組む</p>



第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1 財務基盤の安定化</b></p> <p>ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かし、更なる効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。</p> <p>イ 中期目標期間における経常黒字を実現すること。</p> <p>ウ 中期目標期間における各年度の収支計画及び目標数値の見通しを立てること。</p> <p>エ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。</p> <p><b>2 運営費負担金のあり方</b></p> <p>策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。</p>	<p><b>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 財務基盤の安定化</b></p> <p>ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。</p> <p>財務基盤の安定化に当たっては、経営課題を明確にし、中長期的な収支管理に取り組むとともに、月次決算等の経営情報をきめ細かく把握し、部門別の目標達成状況の分析を行うことにより、経営情報を法人全体で共有する。</p> <p>また、そうした情報を法人全体で共有するとともに、部門ごとの目標達成状況を適宜確認するなど、目標管理による病院運営体制を確立する。</p> <p>イ 中期目標期間における経常黒字を実現すること。</p> <p>ウ 中期目標期間における各年度の収支計画及び目標数値の見通しを立てること。</p> <p>エ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。</p> <p><b>2 運営費負担金のあり方</b></p> <p>法人としては、可能な限り自立した経営に努めることとするが、財務基盤の安定化に向けて医療センターと八幡病院の役割である政策医療の実施にかかる費用等については、国の基準に基づいて市の運営費負担金が適切に交付されるよう、市の支援を求めている。</p>
<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 看護専門学校の運営</b></p> <p>ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。</p> <p>イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。</p> <p>ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と十分協議すること。</p>	<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 看護専門学校の運営</b></p> <p>ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組む。</p> <p>イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努める。</p> <p>ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市内の看護師の需給状況や関係機関の動向を踏まえ、市と法人で十分協議すること。</p> <p>○臨床看護及び教育の質を向上させ、優秀な看護学生の確保に取り組むとともに、卒業生の市内就職率の向上に取り組む。</p> <p>○教員については、市立病院看護部との人事交流による看護教育に適性の高い人材の配置・育成に取り組む。</p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
<p><b>2 施設・設備の老朽化対策</b></p> <p>ア 大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。</p> <p>イ 医療センターについては、建築後30年を経過し老朽化していることから、法人全体の経営の健全化や経営基盤の安定化を図った上で、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子高齢化の更なる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、市と十分に協議しながら、建替えを含め広く検討を行うこと。</p> <p><b>3 デジタル化への対応</b></p> <p>ア 電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用等の各種情報システム等を活用し、医療の質の向上や病院経営の効率化を図ること。</p> <p>イ 患者に対し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための取り組みを行うこと。</p> <p><b>4 市政への協力</b></p> <p>ア 市が進める保健、医療、福祉及び介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。</p> <p>イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、「北九州市地域防災計画」や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。</p> <p>ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。</p>	<p><b>2 施設・設備の老朽化対策</b></p> <p>ア 大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。</p> <p>イ 医療センターについては、建築後30年以上が経過し著しく老朽化していることから、建替えに要する期間が長期間となること等を考慮し、早急に建替えを含め広く検討を行う。</p> <p>検討に際しては、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子高齢化の更なる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。</p> <p>○検討の基本となる医療センターのあり方については、求められる適切な機能や規模について、外部有識者を含めた検討会等を市と共同で設置し、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。</p> <p>○特に周産期医療、感染症医療や災害時における医療等の政策医療に関わる事案については、市全体で検討される将来的なあり方を踏まえる必要があるため、市と緊密に連携しながら市全体の枠組みの中でその実施体制を検討する。</p> <p><b>3 デジタル化への対応</b></p> <p>ア 電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用等の各種情報システム等を活用し、医療の質の向上や病院経営の効率化を図る。</p> <p>イ 患者に対し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための取り組みを行う。</p> <p>○医療分野におけるDXを推進し、医療の質の向上や働き方改革の推進を図る。</p> <p>○電子カルテの共通化やペーパーレス化などを推進する。</p> <p>○医療分野におけるマイナンバーカード・マイナポータル等の活用を推進する。</p> <p><b>4 市政への協力</b></p> <p>ア 市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たす。</p> <p>イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たす。</p> <p>ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。</p>
	<p><b>第6 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画</b></p> <p><b>1 運営費負担金のあり方</b></p> <p>予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費の見積り総額</li> <li>○運営費負担金の算出基準（考え方）</li> </ul> <p><b>2 収支計画</b></p> <p><b>3 資金計画</b></p>

第2期中期目標（案）	第2期中期計画 骨格案（主な記述内容と変更点）
	<p><b>第7 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 限度額</b></p> <p><b>2 想定される短期借入金の発生事由</b></p> <p>ア 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応</p> <p><b>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>なし</p> <p><b>第9 重要な財産の譲渡又は担保に供する計画</b></p> <p>なし</p> <p><b>第10 剰余金の使途</b></p> <p>決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てる。</p> <p><b>第11 料金に関する事項</b></p> <p><b>1 料金</b></p> <p>病院等の料金については、次に定める額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法並びに、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに、高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>(2) 前号により難しいときは、別に理事長が定める額とする。</p> <p><b>2 料金の減免</b></p> <p>理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免又は免除することができる。</p> <p><b>第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 施設及び設備に関する計画</b></p> <p><b>2 人事に関する計画</b></p> <p>医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。</p> <p><b>3 中期目標の期間を超える債務負担</b></p> <p><b>4 積立金の処分に関する計画</b></p>